

令和6年6月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		8
内 訳	新規制定	0
	一部改正	8
	廃止	0

1 長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例

担 当 課	財政部資産税課				
理 由	地方税法の一部改正等に伴い、改正するもの				
主な内容	(1) 地域再生法の規定による認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）に従って、新設又は増設をした本店等の用に供する家屋等に係る固定資産税の課税の免除又は軽減の特例措置を受けることができる事業者の範囲を次のように改める。 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>令和6年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td><td>令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td></tr></table> (2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等に定める基準を満たすバイオマス発電設備（木竹に由来するバイオマス等を電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税の課税標準に係る軽減特例として地方税法に基づき条例で定める割合を7分の6とするものと定める。 (3) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等に定める基準を満たす一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準に係る軽減特例として地方税法に基づき条例で定める割合を2分の1とするものと定める。 (4) 都市計画税について、(3)と同様の措置を講ずるものと定める。	改正前	改正後	令和6年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
改正前	改正後				
令和6年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者				
施行期日	公布の日				

2 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

担 当 課	こども未来部保育・幼稚園課						
理 由	認定こども園及び家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる主務省令等で定める基準の一部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの						
主な内容	(1) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に配置する教育及び保育に従事する職員の配置基準の一部を次のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人以上</td><td>満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね15人につき1人以上</td></tr> <tr> <td>満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上</td><td>満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</td></tr> </tbody> </table> (2) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 幼保連携型認定こども園に配置する教育及び保育に従事する職員の配置基準の一部について、(1)と同様の改正を行う。 (3) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 家庭的保育事業等を行う事業所に配置する保育士及び保育従事者の配置基準の一部について、(1)と同様の改正を行う。	改正前	改正後	満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね15人につき1人以上	満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上	満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上
改正前	改正後						
満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね15人につき1人以上						
満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上	満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上						
施行期日	公布の日						

3 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	観光文化部観光振興課				
理 由	長野市飯綱高原キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）に係る利用の区分を見直すこと等に伴い、改正するもの				
主な内容	(1) キャンプ場のデッキサイトに係る利用の区分に日帰りの区分を次のように加える。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画1日につき</td><td>7,000円以下</td></tr> </tbody> </table> (2) キャンプ場に宿泊する場合において、宿泊利用時間（午後1時から翌日の午前11時までの時間をいう。）を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金の額は、宿泊に係る利用料金の額に、当該超過し、又は繰り上げて利用する時間1時間につき、当該宿泊に係る利用料金の額の	区分	利用料金	1区画1日につき	7,000円以下
区分	利用料金				
1区画1日につき	7,000円以下				

	100分の10に相当する額を加算した額とするものと定める。
施行期日	公布の日

4 長野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	建設部建築指導課
理 由	エムウェーブ南地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 条例の適用区域に、エムウェーブ南地区整備計画区域を加える。 (2) エムウェーブ南地区整備計画区域内の建築物の制限について以下のとおり定める。 ア 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (ア) 工場（一部のものを除く。） (イ) 事務所 (ウ) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（一定の要件を満たすものに限る。） (エ) 倉庫（一部のものを除く。） (オ) 保育施設（一定の要件を満たすものに限る。） (カ) 展示場（一定の要件を満たすものに限る。） (キ) (ア) から(カ) までの建築物に附属するもの イ 建築物の敷地面積の最低限度 3,000平方メートル ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離 (ア) 幹線道路（東外環状線） 10メートル以上 (イ) (ア) 以外の道路 5メートル以上 エ 建築物の外壁等の面から隣地境界線及び水路境界線までの距離 5メートル以上 オ 建築物の容積率の最高限度 10分の20 カ 建築物の建蔽率の最高限度 10分の6
施行期日	公布の日

5 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	教育委員会事務局学校教育課
理 由	長野県学校職員の通勤手当の支給対象となる費用の範囲が拡大されたため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）についても同様に措置することに伴い、改正するもの

主な内容	学校職員の通勤手当の支給対象となる費用の範囲に、公共交通機関等を利用し、かつ、自家用車等を使用して通勤する学校職員が、当該自家用車等の駐車のために利用する駐車場に係る利用料金（当該学校職員が負担することを常例とするものに限る。）を加える。
施行期日	公布の日

6 長野市立公民館条例及び長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	教育委員会事務局家庭・地域学びの課
理 由	長野市立豊野公民館を廃止すること及び長野市豊野防災交流センターを設置することに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市立公民館条例の一部改正 ア 長野市立公民館から長野市立豊野公民館を除く。 イ 公民館運営審議会を設置する長野市立公民館から長野市立豊野公民館を除く。 (2) 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市豊野防災交流センターを長野市豊野町豊野 426番地28に設置するものと定める。
施行期日	令和6年8月3日

7 長野市営運動場条例の一部を改正する条例

担 当 課	スポーツ部スポーツ課
理 由	長野市営信州新町テニスコートを廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市営運動場から長野市営信州新町テニスコートを除く。
施行期日	令和6年7月15日

8 長野市火災予防条例の一部を改正する条例

担 当 課	消防局予防課
理 由	消防法施行令等が改正されたため、この条例で定める自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物に係る基準についても見直すこと等に伴い、改正するもの
主な内容	自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物（工場、映画スタジオ等又は倉庫の用途に供する部分の上階を、寄宿舎、共同住宅等の用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）のうち、その設置義務が免除される防火対象物の範囲の一部を次のように改める。

	<table> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>主要構造部（建築物の構造上重要な壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）を耐火構造とした防火対象物</td><td>特定主要構造部（主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。）を耐火構造とした防火対象物</td></tr> </table>	改正前	改正後	主要構造部（建築物の構造上重要な壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）を耐火構造とした防火対象物	特定主要構造部（主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。）を耐火構造とした防火対象物
改正前	改正後				
主要構造部（建築物の構造上重要な壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）を耐火構造とした防火対象物	特定主要構造部（主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。）を耐火構造とした防火対象物				
施行期日	公布の日				